

新中国の灌漑水利

中村治兵衛

日本における農業水利の問題は、灌漑を必須とする水稻栽培を枢軸として構成されている農業の性格から、いつの時代においても重要な農政の課題の一つであつた。今日この問題が取上げられていることは、云うまでもなく基本的には農業生産を確保上昇するための灌漑水の適当な配分を見出すことにある。そのためには、戦時中に放置されて老朽化した農業水利施設の復旧はもとより、水源地の荒廃・電源開発等の農業水利をとりまく環境ないし條件の変化に対応する新しい道を探索しなくてはならない。それとともに農地改革にとり残され、しかも直接個々の農業経営に響くもので將來なんらかの解決を求めているものとして農業水利権―農業水利慣行の問題がある。

この農業上の灌漑のため、水を利用する権利である農業水利権の多くは、慣行として生きている。(本稿で取上げるのは農業水利慣行のうち灌漑水利慣行を主とする)。このように農業水利権は、法律ではなしに現実の水の支配と密接に結びついた慣行にも

とすいてることから(渡辺洋三著『農業水利権に関する研究』農林省農地局 昭二七・九)、頗る複雑多岐な様相を示すとともに、それが根源的には水稻生育のための灌漑水の相対的絶対的な不足(しかも水の需要が一定の時期に集中することから不足は倍加する)によるものであるだけに早急な解決を困難にしている。というよりは、この灌漑水の不足に対する農民及びその集団である農村の適応の一として用水の取り決めが、人間対人間、集団対集団の闘争・協議をへて行われ、ついで広く社会的承認をうけ農村社会の秩序の一として灌漑水利慣行が成立する。しかし水不足という基本的條件が変革しないため、慣行は依然として存続するとみなければならぬであらう。しかも河川灌漑にしろ溜池灌漑にしろ、その灌漑水は基本的にはその年の降雨と積雪の量に依存する。従つてその貯水量或は流水量は降雨や蒸発の程度によつて年ごとに若干の差があるのみならず、灌漑を求める農産物の用水量も、早魃か多雨かによつて異なる。

このように用水の取りきめは、定水にしろ番水にしろ、こうした可変する水を対象とするだけに、いちおう起り得るであらう事態に備えての計慮によつて割り出されたものとはいへ、近代的な所有権や契約とは異つて、恐ろしく幅のある融通性をもつものであつて内容はかなり曖昧である。この曖昧さは旧來の農村社会の秩序―水の秩序を存続させた一の逃口であるとともに、絶えず水争いを惹起させることもなる。究極において、これは農民いな農業技術体系が未だ降雨・積雪・流水量という自然現象を克服し

えないことを示すが、それは農業技術体系と不可分の關係にある経済的條件の低さでもある。しかしこう割切つてしまふ前に、現在の灌漑水利慣行のもつ不合理性を若干でも改善する余地はないだろうか。上述したように灌漑水利慣行に慣行にもとづく農業水利権は、人間対人間、集團對集團の経済的政治的闘争・協議の結果であるとするれば、残された面の一つはこの間の調整と改善ではなからうか。

さて隣つて隣りの中國本土では、北京の人民政府の下に土地改革が日本とは異つた形で行われたことは衆知の如くであるが、その際灌漑水利慣行に対して如何なる措置がとられたであらうか。これについて零細な材料をもとにして若干の考察を試みる。

一

中國農業も日本農業と同様に、灌漑を不可欠の條件とすることはいうまでもない。戦前中國の総耕地のうち灌漑面積がどれ位しめるかについて、ロッシン・バック、張心一、土地委員會の三調査を検討して、天野元之助氏は、大体三三・二〇%をしめるものと推定している（支那農業に於ける水の意義『滿鉄調査月報』二二の八）。ところでこの灌漑水源は華中南の水稲地帯と華北の畑作地帯とは異り、前者においては河流水と池塘水が大きな役割を演じているが、後者では井戸水によることが多く、灌漑方法はともに導引もあるが汲取によるものが多いことは、ロッシン・バックの研究『土地利用』で指摘される。

この灌漑の重要性から中國でも灌漑水の利用に関する慣習が、農村には古くから成立存続していた。ただ現在これらの各地に拡がる種々の灌漑水利慣行を包括的にとりまとめて研究したものの（例えば日本における宝月圭吾著『中世灌漑史の研究』喜多村俊夫著『日本灌漑水利慣行の史的研究』のような）はない。その若干の素材と輪廓を提示するものとして、法政學社編『中國民事習慣大全』第二編物權（民國一二・一九二三年上海刊）、北京政府司法行政部編『民事習慣調查報告錄』第二編物權習慣（民一九・一九三〇年刊、清水金二郎・張源祥共訳『支那民事習慣調查報告』上・中がある）があり、前者と民律草案・大理院判例を参照してできた田中忠夫著『支那物權習慣論』（大一一四・一九二五年上海刊）のうちに「水に関する法律關係」が紹介されている程度である。その後清水盛光著『中國鄉村社會論』（昭二六）において、「共同保全のための通力合作の一形式」として治水灌漑に現われたそれが取上げられ、「地縁共同體としての村落との関連」において灌漑水利慣行の側面が明かにされた。しかも灌漑水利慣行の内部に立入つて考察を進めたものとしては、僅かに「華北（中國）農村慣行調查報告」のうち山本斌氏の貴重な水篇數種があるにすぎない（未公刊）。

併し乍ら直接灌漑水利慣行を取扱わなくとも、日華兩國人の手になる夥しい農村・農業調查報告があり、その中で灌漑水利慣行に若干ふれているものがある。そこで現在までに集め得たこれらのものを利用し、前掲資料をもととし、ここでは本論のために

必要な前提という程度において、土地改革前の中国の灌漑水利慣行をいちおうとりまとめて次に素描する。

二

中国農村に於て灌漑水の利用・分配はだいたい慣行によつて行われている。その慣行は水源別にみると、河川（渠溝）・溜池（池塘）・井戸水灌漑に關するものに三大別されるが、井戸水灌漑における慣行はわりに簡單であり、主として問題となるのは前二者なので、ここでは重点をそこにおいて論ずることとする。

まず灌漑水の利用と分配がどういう組織で行われていたか。水の管理統制機構からいうと、土豪管理、同族管理、共同管理（一村もしくは数村或は數十ヶ村に跨るもの）とに分れるが、管理統制を貫く原理は、特定の場合を除いて、土地を所有するものが水を支配することである。これは従来中国における地主的土地所有と用水の管理統制が不可分の關係にあつたことを物語る。

河川は中国でも公水にあたるが、大中河川や湖池塘から溝渠・堰・壩を引いて灌漑する場合、そこを流れる水が全く一人ないし数人の地主、或は地主の小集団（戦時中特殊の例としては土匪の一団）に独占されている場合が往々にある。こうした場合をばここでかりに土豪管理と名づけた。この成立は土地所有とともに、水利施設の構築に當つての出資とに基礎をおくが、また當つて存した灌漑水利の共同管理の慣行が崩れて発生したものもある。そしてこの種の土豪管理は西北地区といつた中国本土よりも遅れた

辺疆地帯に多くみられるようである。

例えば、「西北各地の水渠の水権は、大抵地主の手で操縦されていた。…甘肅省臨沢県昭武区の九眼渠の用水の管理権は、地主田世英が掌握し、新靈南部のヤルカンド河流域と甘肅省黄河以西の四〇〇万畝（二四万町歩）の灌漑区域の水老・竜官は殆ど全く地主が直接担当し、過水札・人情水など各種の陋規を利用し、不法に水を偷み水を売つてゐる」、また雲南西部の彌渡では「当地は土質肥沃且つ氣候溫暖であるが、水利悪く灌漑は専ら溜池からの引水によつてゐる。然るにこの溜池の水は強慾非道な人間が占有しており、農民は水に価を支払つて灌漑しなければならない。この種の惡人を活竜王という。しかも一昼夜の引田水の価格として国幣二・三〇元（太平洋戦争時—筆者註）もとられる。また播種期或は收穫期に活竜王は高利を以て農民に金を貸付ける」と云われている。そしてこの種の土豪による灌漑水利の支配は、揚子江沿岸周辺の湖沼や下流の沖積土の埋立て營造された水田（湖田・沙田・屯田等）でも多くみられる。土豪による灌漑水利の管理はまさしく水の実力的支配の姿をむき出しに表している。その水は云わば土豪の自由になる私水の觀を呈しているが、これはあくまでも土地の所有と権力にもとづく事実上の水の私的占有であり、たとえ地方官憲と結託しても、國家の法令によつて保護統制された専用権といつたものではない。そしてその用水は売買されるし、使用料の支払いが強要されるが、處によつては耕地の小作料と重つて「水租」という名称で用水の使用料が小作人から徴収

されることもある（例えば湖南の湘潭県黃竜郷）。

次に灌漑水利の同族管理というのは、その同族が地方的な勢力者群であつた時には、前の土豪管理と大して変りがないが、たゞそれと区別したのは、土豪管理においては云わば個人乃至小集団が全く恣意的に水の管理支配を行うのに対し、ここでは少くとも同族という限定された集団においていちおうの慣行に則つて灌漑水利が管理統制されている点から区別したのであり、特に華南において同族村落が形成されているところでは、当然その灌漑水の支配もはほ村落構成にかたどつて行われ、日本などと比較して一の特色を示すものとして取上げたのである。

この形態は比較的小さな池塘や堀・堰にみられるものようである。例えば民国一三年刊（一九二四）『陝西各県政治報告彙刊』にある水利の條をみると、寧藩の玉帶川の水をひく李家堰はその堰を通る水によつて灌漑する耕地面積は七〇〇八〇畝（四一五町歩）で光緒二〇年つくられたものであるが、これは全く李姓の私堰であるし、金家堰も灌漑面積六町歩位のもので金姓の管理に委ねられている。また城固県の陳家堰も灌漑面積六町歩程度で陳姓の管理となつてゐる。更に華南の一例をあげると、広東省番禺県第四区岑村南約郷は、黃姓のみ一五戸の同族村落であり黃氏の宗祠（太公）があり、宗族は三つに分れてゐる。この村の灌漑水源は附近の山麓にある二つの池であるが、この池を五〇年前黃氏の太公家（日本でいへば総本家）がつくつて以来その管理と用水分配は全く同族（一戸から一名づつ選出された三名）によつて行

われており、この池の灌漑水を使用する者から年一畝当り銀一五升を徴收して修理管理費等にあてるが、その総收入の四割は池をつくる土地の半近くを出した太公家に帰することとなつてゐる。（興亞院広東派遣事務所編『広東省農村調査報告』藤岡保夫氏調査、昭十七刊、二八九頁。）

さて以上の二つに比べて、中国の灌漑水利慣行として最も多くかつ支配的なものは、いうまでもなく第三の共同管理の形態である。これは水のもつ社会性といつたものから来るものであり、何れの国においてもみられるものであるが、一口に共同管理といつても小は一ヶ村より大は数村数十カ村に及ぶもので、その内容も種々である。

まず華北の如作灌漑の一例として、山本秀夫・上村鎮威両氏調査の「山西省臨汾県第一区高河店」の汾河一支流からひかれる樊家渠という渠道における水利慣行をみよう（『東亞研究所々報』第九一〇巻、昭一六）。この水の管理統制はこれを利用する九村落の共同によつて行われる。九村落全体から一名の総理渠長を、各村落から渠長各一名を選び計一〇名が樊家河村の竜神廟に毎年集つて渠の維持費・人夫の費用等を合議決定する。この渠の灌漑面積は四、〇〇〇畝（二四〇町歩）で村々を水が一巡するのに四〇日を要し、調査村高店村は七日八時間という。水税として一畝六〇〜七〇銭を毎年徴收するが、これは人夫賃のほか竜王廟と用水路の修繕費に充當する。その規約として、（一）毎年二月石堰の修理、（二）三月一五日と七月一五日には竜王の祭をする、（三）竜王廟の

修理、四九月に一回用水路の掃除、田一家にて多量の水を使用せぬこと、もし違反すれば米五石の罰、内面積の届出を偽つた場合は米三石の罰等がある。ここに灌漑水利をめぐる村落の結合が竜王廟を拠点としているとともに、用水の使用節約がうたわれていることを注意しなくてはならない。ところで灌漑によつて蔬菜栽培と二年三作が可能となる本村でいう水田面積の届出といったことは具体的にどうして行われ、これらの罰則を裏付ける拘束力の発動はどうなつてゐるのか、それらの点について本報告には記述がない。その点を明かにしたものは、山本斌氏の河北省邢台県を中心とする水に關する慣行調査報告である（『華北（中国）農村慣行調査報告』第六九號水篇第五号）。

河北省邢台第五区を流れる七里河の下流には七の閘があり、この閘を通して附近の農村は灌漑水を供給されるため、この閘の管理を中心として水の管理統制の組織と用水区域が形成されている。一の閘の水を利用する關係数カ村で一用水区域をつくり、この一用水区域全体より水の總管理統制者として河正、その副である河副各一名が選出され、その下に公直・幫辦・小甲があつて水の管理統制組織をつくる（これらの組織は社とか会といった名称をもつ）。河正・河副は水の流れをみ、水争いの仲裁をはじめ溝掘りや経費の總元締をする。

その選出に當つては關係数カ村の水争いの調停の任にたえる公正な人が評価基準となるというが、その選出方法はかなり閘によつて異なる。即ち一用水区域数カ村のうち特定の二カ村が河正を出

すこととなつていたり、大村二カ村が交替で出すことと定つてゐる処もあり、ここに水源地の地元（上流）と下流といった力關係による支配・從屬關係がみられる一方、河正・河副を關係村から選出された小甲・幫辦達が選出し、一用水区域内の關係村がほぼ平等の關係のもとに共同管理を行つてゐる処もある。

この用水組織と關連して用水区域にも問題がある。というのは、最初七里河から引水する水利施設である閘の構築に協力しなかつた村落は、今になつて供水を求めても、既に確立した用水区域を打破してこれを拡充することができず、灌漑水のないために農業生産力が低位に止つてゐる処もある（ここに旧村の新村に對す優位の問題がある）。用水の管理統制組織の一である公直は、關係各村が各河正・河副の行動の監視のために選ぶのだが、これが幫辦と兼任になつて河正・河副の仕事の補佐に當つてゐるところもある。しかし實際問題として用水の管理統制の組織において重要な役割を演じるのは、小甲である。

この用水組織はその閘の水を利用する数カ村からできているとはいへ、最末端の単位となるのは、閘から引いた水を利用する耕地をもつ戸。土地所有者であつて、必らずしもその村の人間のすべてではない。この灌漑水を利用する土地を所有するものは「鎌戸」とよばれ、毎年清明節前後一週間に及ぶ引水の溝をほる作業に従事すること、閘及びそこから引水する溝の維持管理のための経費を出すこと、土地の売買によつて灌漑地面積の移動があつた時それをその区域受持の小甲に届出ること等が義務とされてい

る。この鎌戸と直接連絡し、これらの仕事を行うのが小甲であり、河埧という自分の受持区域内の鎌戸及び灌溉地面積を記載した記録の保管記録に当るのは勿論、これによつて工夫の割当、費用の徴収をも行つて用水の管理・分配の全活動の中心となつてゐる（先に紹介した山西・臨汾の高河店においても、恐らくこうした活動を行うものがなくてはその用水機構は動かないであらう）。この小甲の数は閘から引水する灌溉地面積の大小によつて公直・幫辦と同じく異つてゐるが、最低一カ村に一人はいるようである。問題となるのは、この小甲が村から選出されて毎年交替制をとつてゐるところはよいとして、世襲的に固定してゐるところがある。ここでは世襲化した小甲が河正・河副を自ら選出して全用水の機構を支配するという状態を現出する。こうなると、一見数村落による共同保全のための用水の共同管理の如く見えても、実は少数の土地所有者による用水の支配がそこに行れてゐるといわなければならぬであらう。ここにも灌溉水利慣行のもつ一つの問題がある。

水稻栽培の行われている華中南における灌溉水利慣行については、華北農村慣行調査にみられるような詳細な調査報告を残念乍ら未だ知らない。四川の成都平原の灌溉については、ワグナー博士が『中國農書』でもふれてゐるが、もう少し具体的な内容を呂平登編著『四川農村經濟』の第一章水利經濟によると、次の如くである（一九三六年刊、四二三頁）。

「新繁は岷江の水利の中心地であり、全県の六水系中には大堰

三三、小堰一七〇、灌溉田面積は一三万九千六百〇畝に上り、平均一大堰は五小堰を領し、その灌溉水面積四、三三一畝、小堰は八二一畝である。渠堰の分水量は、完全に水を用いる田の多数でもつて準則とする。但し前清雍正八年（一七三〇）の調査を公布して後再調査はされておらず、分水状態には変遷があり、堰口の受水量の大小、水の分量、水流の速度についても、各地には明白な規定がなく、各地で不平等の慮れがあり農民の水争いを聞かなくことがある。これが最大の弊害である。各県の渠堰の工事にはみな堰会の組織があり、用水区の農民は、そのうち一人を堰長に推薦する。この堰長は任期一年で輪番に当るが、堰の管理維持に全責任をおう義務をもつて用水の分配管理―放水（堰を開いて水を落したり）、修水（堰をしめて水を落さないようにする）を行う。毎年春季灌渠で放水した後、各地では堰を開いて分水し、秋季には即ち排水を開始し、河川や堰の修理工事にとりかかる。堰から引いた水を使用する事は、毎年經費を納める規定があり、現在は毎戸三〇畝を一二〇文とし、これを工事費にあててゐる。毎年の工事の多くは徭役の性質をおびていて、用水戸の壮丁が自ら糧食を携えて集つてくる。これらのことはみな農民の習慣となつており、農民はこれを宗教的熱情でもつて行い、今に至るまで依然として改変しない」

と。ここに水利慣行が季氷の祭礼と結びついて固定し、新しい事態に応じえない保守性をもつことがまざまざとうかがわれる。

上述したところは、すべて用水の管理統制機構が土地の所有と

結びついているが、この水と土地との結合が離れている場合もある。その例は、新庄憲光氏が包頭の東河村の調査によつて明かにされた蔬菜園芸農業の灌漑と農圃社の場合である。ここで蒙古人はその所有地する「戸口地」を漢人に永代貸貸し、全く寄生地主と化すると共に、用水権もまた漢人にあたえ、その貸賃料をとり、水の分配管理は農園経営者が組織した一種のギルド的組織である農圃社に委ねられている（『滿鉄調査月報』二の九・一〇）。これに対して江南の江西・湖南・湖北等の湖池塘においては、水分と魚分の別、また塘水と塘底の所有権が分離していることが、『民商事習慣調査録』によつてうかがわれる。ここでは灌漑のため水を利用する権利と、そこへ放魚・魚飼したり或は水中の植物を採取する権利とは各々分れており、別に売買される慣行が成立している（これは一田兩主といわれる田面と田底権とが土地において分離していることと相應する慣習であり、この土地における権利の二重性が池塘にも反映したものと考えられる）。ここに華北ではみられない特殊の灌漑水利慣行が華中南に広く存することを見落してはならない。

さて以上のような用水の管理統制機構の下で、水はどのように分配せられるのか。分水慣行については上の記述の中に二三あらわれているが、ほぼ日本と同じような慣行が行われている。これらの詳細は他日の別稿に譲り、ここでは分水率の基準として日本で線香水といわれるものが、綏遠・山西・陝西・甘肅等省においてなお広く行われていることを指適しておく。『民商事習慣調査録』

には例えば、「土地を灌漑するには線香を燃して標準とする。一畝は一寸半の線香のもえる間だけ水を灌漑することを許すのである。これを水香と名づける」（山西・汾陽県）、「田地を灌漑する水については、郷民の俗規によれば、線香を燃し、その長さによつて順番に灌漑する」（陝西・潼關県）とあり、包頭の東河村においても、「旱天が続いて水量が減少し水の分配が重要な意義を有する時は、線香によつて時間を分割するに至る。この線香の長さは二一纏で、これを七等分して壺で目盛りを附し、点火して香槽と称する木製の長方形の箱に入れておきこの線香の燃焼に要する時間をその目盛りによつて読み、水を壺によつて一定の割合に分割する代りに、時間によつて分割する」（一九四一―二年調査、前掲資料）。

三

以上の素描によつて示された灌漑水利慣行に対して、北京人民政府下の土地改革、それにつづく農田水利事業の展開はいかなる影響と意義を与え、果して困難な灌漑水利慣行のもつ不合理性を克服したであろうか。

土地改革は華北・東北を対象とした「封建的および封建的搾取の土地制度を廢止し、耕者有其田の土地制度を実施する」土地法大綱（昭二二・一九四七）の段階から、全中国を対象とする「地主階級による封建的搾取のための土地所有制を廢止し、農民の土地所有制を実施して、農村の生産力を解放し、農業生産を發

展させ、これによつて新中國の工業化の道をひらく」土地改革法の段階（昭二五・一九五〇）に至り、その間地主を富農に対する取扱ひ方が若干異つているにせよ、基本的に地主の土地の大半を無償で沒收し、これを現実に耕作している農民に無償で分配したことに對しては異ならない。この従来の地主的土地所有制の打破を通じて、これと不可分の關係にあつた用水の管理統制機構と水を支配していた秩序は壊された。

これまで地主の灌漑地を借りて耕作していた耕作農がどういう状態にあつたかを、先にも引用した山本斌氏の河北省邢台府下の水利慣行調査によると、大体次の如くである。この耕作農は、土地を耕作し、現実に灌漑水を利用する耕作農という立場においては、用水の管理統制機構の一員となることはできず、地主が用水組織から割当てられた人夫を出す時、この人夫をば自分の灌漑耕地を借りて耕作している農民に下請させ、耕作農は地主から出る割当人夫という形で渠や溝掘りの労働に従事し、これによつて地主を通じてその借入経営地に灌漑水を得たのである。たとえ、耕作農が實際上地主の代人として渠溝の労働に従事しても、それはあくまでも用水の管理統制機構を構成する単位である土地所有者、鎌戸内部の私的行為にすぎず、用水組織の中に地主の代人として参加することなどは到底認められなかつた。

だが、一九四七―五〇年の土地改革はこれらの耕作農をば土地所有者に変えた。従つて旧來の慣行が維持されても、新しい土地所有者としての資格で、旧來の耕作農は用水の管理統制機構に當

然参加し、發言權をもつこととなる。しかし土地改革の目的は單に耕作農をば土地所有者に変えることにあるのではなく、それらが嚴格な「農村における階級構成要素の区分」にもとづいて地主・富農・中農・貧農とに分けられ、それをもつとして土地の沒收と分配が行われたのであり、これまでの農村の權力支配關係なし地主・富農に握られていた農村政治を崩すことであつた。この土地改革の遂行によつてこれまで農村の地紳・郷紳といわれる顔役は追われ、新しい指導者が生れると共に、農村政治は変革した。従つて旧來の農村政治と密接に關連し、その支配型式と同じ類型の上に築かれていた用水の管理統制機構―土豪管理はもちろん同族管理・共同管理の形態は、何れもそのよつてたつ地主的土地所有という基盤の崩壊によつて変革を余儀なくされたのは云うまでもないことである。

更にこの変革を推進させるものとしては土地改革は單に土地に止まらず、土地と相關係している灌漑水利施設の徵收もしくは沒收をも包含していたのである。土地改革は法令によつて、大水利施設・湖沼は初め政府の管理に歸したが（土地法大綱九條）、ついでこれを国有とした（土地改革法一七條）。また華東区土地改革実施弁法では、「江・海・河・港・湖・沼などの水面の所有權で、従來地主およびその他の法人によつて独占されていたものについては、すべて国有に移す。水面の独占によつて取得していた各種の封建的搾取の特權もまた一切これを廢止する」（六の戊）と規定して、江南地方に存した特殊の灌漑水利慣行はここに廢止さ

れた。更に河南より湖北・湖南・江西・広東・広西の大米稻地帯を包含する中南区の「土地改革法実施弁法に關する若干の規定」では、「沒收すべき地主の土地とは、地主の田・地・山より、それらと相連なる塘・堰・壩と各種の林木等に及ぶものまでを包括する」と規定し(一の(1))、地主の私有する灌溉水利施設(塘・堰・壩)が土地と附帶して沒收の対象となることを明確にしているが、また地主から沒收する農具にも水車・農船といった灌溉水利要具が入っている。その他この区の沙田・湖田という特殊の土地についても、地主所有のものは沒收されて国有に歸するが、沙田では請負耕作人がもとどおり水利・施設の工事を經營し、湖田の水利施設は、政府の水利機關の規定に遵うように定められた(八の(1)(2))。このように土地改革に關連して灌溉水利にまつわる特權が廢止されたことは、上述の地主的土地所有制度の廢止と相まつて、在來の灌溉水利慣行を漸次變革することとなつた。

新中国の灌溉水利が防洪(洪水防止)排水と連關する農田水利事業の一環として展開するのは、北京人民政府が成立した翌月一九四九年一月開催された「全國各解放区水利聯席會議」以後のことである。その後四カ年の灌溉水利事業の發展をみると、既住の灌溉水利施設の復旧による一定の灌溉水の適切な配分に止まらず、積極的に灌溉水利施設の増設、灌溉要具(水車・揚水機)の増産と普及に乘出して、灌溉水の増大・灌溉耕地面積の拡大による農業生産力の上昇を計る方向をとつている。この進路と呼応して灌溉管理が問題とされ、本稿で論ずる灌溉管水利慣行は、この

灌溉管理の問題に入るわけである。これについて一九五一年四月行われた農田水利工作會議の總結として發表された「一九五〇年の工作成績及び一九五一年の方針と任務」において、「過去の灌溉管理は生産關係の制限をうけ、農村中の封建的地主勢力は水利を把持し、種々の不合理な規章制度を定出し、農民を壓迫搾取したが、新民主主義社會中の灌溉管理組織は、まさに農民及び農民の利益を代表する政府の水利機關の掌握するところである。これによつて土地改革の過程において、まさに灌溉管理の組織及び人員の階級要素を改変しなくてはならない。華北五省の灌溉管理の基層組織の大部分は既に改変せられ、陝西では民主管理の水利小組が成立した」とのべている。

「封建的水規の廢除と民主管理の実行」というのが、現在の用水の管理統制機構ないし水利慣行の改革方向であり、各地によつて水利委員會、灌溉(管理)委員會、農田水利委員會といった名稱を用いているが、大体灌溉水を利用する農民が何軒か集つて受益戸小組或は水利小組という小集團をつくり、これが數箇集つて村水利委員會を形成し、これが更に郷・區といった行政機關、或は一つの水系を中心とする上級機構に連繫するという仕組であり、これらの用水の管理統制機構の役員は、灌溉水を利用する受益戸より選擧されることとなつている。そしてこれらの委員會において、用水の分配の順序・水量などが合議の上決定され、灌溉面積を調査の上登記させて用水の管理等に要する費用(水費)をも徴收する。かつての土地所有者の集團による社とか會といった用水

組織は、灌漑水を利用する農民から選挙された代表によつて形成する委員会と變つた。

併しこの変革において注意しなくてはならないのは、この委員会による運営ということは新しく農村にもたらされたものではない、併しこの委員会が必要とする技術的な灌漑面積の申告や管理に要する費用の徴収、用水分配に當つての公正の原則、用水の節給勵行といつたことは、旧來の水利慣行においてみられたものであり、中国の農村社会が長年月かかつて築きあげた伝統的慣行であつた。その慣行が今もなほ必要な限り、この伝統的慣行は、新しい機構と新しい人間によつて運営する委員会にも取り入れられて生かされていく。同時に忘れてはならないのは、農業生産力を上昇するのを至上命令とし、在來の農民のもつ「天にまかせて雨をまつ」という保守思想を打破し、「人は必ず天に勝つ」という信念を確立するように思想動員を行うという政府の指導が加わり、灌漑水利慣行は全中国ないし国家の保護と統制管理の中にくみ入れられてきていることである。

新しく再生していく灌漑水利は、旧來の一村或は数カ村乃至はある特定の農村社会にのみ安當する孤立と閉鎖性をもつ慣行としてではなく、中国全体の農業生産と結びつけられた農業技術の一として活路を見出そうとしているものの如くである。灌漑水利慣行が農業技術体系の中に吸収され、その一の手段と化するとき、慣行は慣行としての生命を失うが、そこに農業の進歩がみられるのではない。併しこれを達成するためには、本稿では簡単にふ

れるに止つた旧來の灌漑水利慣行のもつ用水区域という難問——特に村落相互間の対立紛争——を打破しなくてはならない。現在の中国に於ても、これを打破しようと努めてはいるが、まだこれを克服するに至つていないように思われる。そこに日本と共通した東亞農業の宿題の一を蔵するといえよう。(二八・五・一)

〔附記〕

一九五二年一〇月(昭二七)發表の「三年來の水利建設の成果」によると、この三カ年間に拡大した灌漑地面積は、四九五〇万畝(二九七万町歩)に上るが、そのうち約半分の二、四〇〇万畝(一四四万町歩)は、一九五二年に行つたものである。このことは半面水災地面積が一九五〇年の六、〇〇〇万畝(三六〇万町歩)から翌年二、一〇〇万畝、ついで五二年には一、六〇〇万畝(九六万町歩)と漸減したことと裏腹の關係にある。なおこの間に堤防や池の改修などを含めた小さな灌漑水利施設の整備・復旧・新設したもの数は三三六万カ所に上り、多大の労力と経費を要した大きな灌漑水利施設のそれは三五八カ所であり、掘つた井戸は七五万、政府が資金援助を行つてつくつた水車は二九万台に達するという。併し揚水機(石油・重油発動機による)の新造は、僅かに全国で三、四〇〇馬力(約一九〇台)にすぎず、將來の計劃・發展に残されている。なお一九五三年度予算中にしめる農林水利費(農業と水利關係の二者を含めた)は、全体の五・〇四%である。なお本稿では、中国の一畝を日本の六畝として換算した。